

別記様式(第5関係)

会 議 録

会議の名称	第3回西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会
開催日時	平成20年7月1日(火曜日) 午後2時55分から3時50分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	(委員)北澤委員、畠山委員、平野委員、陸名委員、阿委員、須加委員、橋岡委員、五十里委員、織田委員、中村委員、豊富委員、齊藤委員 (事務局)福祉部長、福祉部参与、高齢者支援課長、高齢者支援課主幹以下4名 (傍聴)2名
議題	1 第2回会議録の確認について 2 高齢者福祉サービスについて 3 その他
会議資料	1 高齢者保健福祉計画検討委員会第2回会議録 2 西東京市の主な高齢者福祉サービス 3 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〔第4期〕策定検討の枠組み(7月) 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「施策調査とりまとめシート」(一次報告)
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

1. 開会

2. 配布資料の確認(事務局)

3. 議題

(1) 第2回会議録の確認について

座長：第2回会議録の内容について確認をお願いしたい。

委員：3頁について、「西東京には地域共同推進センターに非常に期待している」と

あるが、これは「協働」である。意味合いが違う。その下の事務局の発言において「企画部で地域共同推進センターを計画」とあるがこれも「協働」である。

座長：事務局発言について「協働」とすることはいかがか。

事務局：「協働」である。

座長：2箇所修正を願う。

(2) 高齢者福祉サービスについて

座長：事務局の資料説明をお願いします。

事務局：資料4・資料2について説明

座長：資料4について高齢者支援課にとどまらない計画にかかわる全体を示している。幅広くかかわっていることの一次報告である。

資料2について保健分野は入っていない。福祉サービスのみである。介護保険外のサービスである。十分か、加えるものがあるか検討することになる。質問等あるか。

委員：高齢者配食と安否確認は、すばらしい。配食業者からの安否確認の報告実態はあるのか。マニュアル化しているのか。

事務局：配食サービスは午前10時半から12時半ごろまでに利用者に手渡しするのが原則であり、利用者の体調が悪い場合や応答がない場合は、市に連絡が入り、市職員や地域包括支援センター職員が訪問するなどしている。出かけている場合等は、一定時間までに連絡があったときには再度配食している。

委員：安心した。すばらしい。週6日も行っているので独居については相当カバーできる。配食のメニューは決まっているのか。病人食は無理か。

事務局：メニューは原則決まっているが、刻み食、減塩食又食べられないもの等あらかじめわかっていたら可能な限り事業者で対応している。

委員：単純計算すると1食のコストは924円になるが、高いのではないか。

事務局：市から委託業者に1食あたり800円支払っている。そのうち利用者負担金は1食あたり400円である。

委員：実際は924円だから1,324円になるのではないのか。

事務局：市から業者に1食800円支払う。利用者は市に対して利用者負担金を400円支払う。資料の20年度経費は事業費全体の予算額である。

委員：福祉会館で入るお風呂と高齢者入浴券支給はタイアップしているのか。

事務局：自宅に風呂のない人もしくは風呂が壊れている人に利用券を支給している。

家の風呂に入りたくない人などについて福社会館の利用を案内しているが、特別のタイアップはしていない。

委員：福社会館を使った方が便利な人もいる。

事務局：要件が備わっていれば、希望により利用券を交付している。要件が備わっていない人は近くの福社会館を案内している。

委員：入浴券は75歳以上の一人暮らしに配布できないか。入浴券は民生委員が配布しており、これで会話が生まれている。入浴券の配布が訪問の材料になればいいと思うがいかがか。

敬老金は77歳から88歳の間隔が開いているという声がある。薄くてもいいから広く配布してほしいという希望がある。以前は東京都と市と両方配布するのでたいへんだったが、喜んでくれるし、その際にアンケートをとったりしてやりやすかった。

委員：マッサージ券の交付枚数は4万5千枚だが、利用されているのは2万2千である。利用されていない券は手元に残っているのか。

事務局：市の行財政改革に基づく事務事業の見直しによって平成18年度から敬老金は70歳と95歳が対象外となった。入浴券は同様の見直しによって平成18年度から風呂のある世帯は対象外となった。

高齢者福祉手技治療割引券交付枚数については、1人あたり月2枚交付し、1回の申請で当該年度分を交付している。余らせて手元に残っている人もいる。その券を戻す人もあるし、そのままの人もいる。

委員：入浴券はどうか。

事務局：入浴券には使用有効期限があり、余っている方は返却する場合もある。最終的には浴場組合と清算し、市に残った入浴券は組合に買い戻してもらう。

委員：マッサージ券は先に支払っているのか。後で清算か。

事務局：施術時に割引券を利用者が治療院に渡すと、月ごとに治療院から市に請求がある。その請求に基づき、割引額を市が治療院に支払っている。

委員：入浴券もそうか。

事務局：入浴券は浴場組合から買い取りで先払いである。

座長：有効に活用してもらいたい。

委員：入浴券配布による訪問する機会が減ったということは、民生委員さんから聞い

ている。西原町地域包括支援センターでは、チラシをつくって民生委員さんがこれを持って訪問できるようにしており、今年度は地域包括支援センター全体で計画している。入浴券以外で訪問するきっかけを採用してみるのもいいと思う。

高齢者福祉サービスの利用に訪問調査が必要なものは、地域包括支援センターが調査し、市でサービスの可否が決まる。

おむつの支給については、対象が寝たきりまたは準寝たきりになっているが、身体はしっかりしているが失禁があるという人への支給が難しい。自己負担の人は経済的にたいへんだ。工夫されるといいと思う。

また、緊急ショートステイは7床あり、虐待や介護者の体調不良で介護できなくなったときに使えるようになっている。在宅では一番大切なサービスだと思うが、実際は虐待が多く、虐待のショートステイで一杯の状態である。利用期間は1ヶ月となっているものの、その期間内では方向が決まらないのが現状。次にどうしていくか、特養入所などのステップが必要となる。

委員：高齢者いきいきミニデイで41団体が活動している。活動場所は個人宅、公共施設、社会福祉協議会の拠点だ。新しく始めたい人がいる場合、公共施設が優先的に使えないか。

また、ふれあいのまちづくりで行う安否確認や民生委員では75歳からの調査をしている。調査の対象となっていない人の確認ができない。名簿の問題があると思うが、市でやれることはないか。名簿を出すのは難しいと思うが、方策を聞きたい。

座長：公共施設の優先についてどうか。

事務局：公共施設は公平に運営することが求められている。そのため優先利用は難しい状況がある。高齢者支援課で西原総合教育施設に部屋を確保しているので、その利用を案内はしている。

また、名簿の件は、個人情報の保護の関係上難しい。いきいきミニデイについては地域住民に活動を広げていくという要件がある。近所に目配りをしながら支え合いを進めることを願っている。

委員：風呂の件は民生委員が尋ねていく1つの方法であること、ミニデイの公共施設優先利用を願っていることを理解してほしい。

座長：これから市としてどのようにサービスを用意していったらいいのかを、次回以降議論したい。

(3) その他

事務局：次回は8月5日（火曜日）午後2時45分から、会場は田無庁舎502・503会議室である。

総合計画について詳細な資料があったので次回示したい。

連絡表は内容について質問が事前であれば活用いただきたい。

4. 閉会